

# 韓国知的財産ニュース 2026年3月前期

(No. 549)

発行年月日：2026年3月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

※今号はありません。

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国とシンガポール、AI分野における知的財産協力の新たな地平を開く
- 2-2 韓国知識財産処、大学・公的研究機関保有特許の診断事業拡大で公的知財活用度を高める
- 2-3 韓国とフィリピン、知的財産保護とAIを活用し協力を拡大
- 2-4 韓国知識財産処、民間主導で知的財産の取引市場を広げる
- 2-5 韓国知識財産処、企業の知的財産紛争の対応に備え、予算145億ウォン増加
- 2-6 韓国知識財産処、知的財産事業化の全過程にわたり密着支援に乗り出す
- 2-7 先端産業分野におけるグローバル知的財産取引の本格的な支援
- 2-8 半導体分野における特許審査、予測可能性を高める
- 2-9 韓国知識財産処、Kバッテリー再飛躍に向け産業界・研究界との連携を強化
- 2-10 Kファッション輸出企業の懇談会を開催し、グローバルブランドの保護について議論
- 2-11 韓国知識財産処、イ・セドルと共にAI時代における人間の創造性と知的財産の価値を共に広報
- 2-12 韓国知識財産処、半導体・ディスプレイ装置分野のIP競争力強化に向けた現場での懇談会を開催

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁、化粧品の模倣品対策のための省庁横断的な合同説明会を開催

#### デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 韓国知識財産処、国家遺産を活用した商品デザインをめぐる紛争を防ぐ
- 4-2 韓国知識財産処、デザイン知的財産政策の研究および現場との対話型支援のための専用拠点を設置

#### その他一般

- 5-1 韓国知識財産処、アイドルグループの人格表示権を侵害した商品に「初の是正命令」

### 法律、制度関連

※今号はありません。

### 関係機関の動き

#### 2-1 韓国とシンガポール、AI分野における知的財産協力の新たな地平を開く

韓国知識財産処(2026.3.3.)

- 韓国知識財産処、大統領の訪問を契機にシンガポールの知的財産庁と覚書を締結 -
- 2025年戦略的パートナーシップ樹立後、知的財産分野の協力における初の成果 -
- 人工知能(AI)ベース審査、行政サービス、知的財産取引・金融など協力範囲を拡大 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は3月2日の月曜日、シンガポール外務省で開催された韓国・シンガポールの首脳会談を契機に、シンガポール知的財産庁(IPOS、Intellectual Property Office of Singapore)と「知的財産強化に向けた協力に関する覚書(MOU)」に署名し、両首脳の立会いのもとで交換したと発表した。

本覚書は、2025年の韓国・シンガポール国交樹立50周年を迎え、両国が戦略的パートナーシップを確立して以来、知的財産分野の協力を具体化する初の制度的な成果として、成功した知的財産 AI 転換(AX:人工知能 Transformation)に向けた、革新の意志を込めている。具体的な

協力分野としては ①人工知能(AI)ベースの審査および行政サービス、②AI 関連法・制度、③ AI ベースの知的財産の価値評価を活用した知的財産の金融および事業化などが含まれた。

知識財産処のキム・ヨンソン処長とシンガポール知的財産庁のニッキー・タン(Nicky Tan) 理事会議長は、覚書締結に先立ち懇談を行い、デジタル転換とグローバル AI 競争が激化する環境下で、知的財産が未来の成長と産業競争力の中核基盤であるとの認識を共有し、覚書履行のための実務的議論に早期に着手することで合意した。

キム処長は「国交樹立 50 周年を迎え、戦略的パートナーシップへと格上げされた両国関係に歩調を合わせ、知的財産分野でも AI 基盤の協力を強化できることは非常に意義深い」とし「今後、グローバル市場における知的財産取引および金融活性化のため、シンガポールとの協力をさらに強化していく」と述べた。

## 2-2 韓国知識財産処、大学・公的研究機関保有特許の診断事業拡大で公的知財活用度を高める

### 韓国知識財産処(2026.3.3.)

- 予算 3 倍拡大の「2026 年の政府研究開発における保有特許診断の支援事業」申請受付(3 月 4 日から 3 月 24 日) -
  - 「5 極 3 特」基調に沿った地域均衡支援および未活用特許の技術移転フルパッケージ支援 -
- 【関連国政課題】28. 世界をリードするネクスト(NEXT)戦略技術育成

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3 月 4 日の水曜日から 3 月 24 日の火曜日の 11 時まで、大学・公的研究機関が保有する未活用特許の価値を再評価し、戦略的な特許管理を支援する「2026 年の政府研究開発における保有特許診断の支援事業」に参加する機関を募集すると発表した。

「政府研究開発における保有特許診断の支援事業」は、大学・公的研究機関が保有する特許のうち診断を申請した案件について、特許の技術性・権利性・市場性を評価し、発明者インタビューを経て特許別等級(活用、維持、処分)を診断し、最適な知的財産の経営戦略を提示するオーダーメイド型コンサルティング事業である。

特に今年は事業予算を前年比 3 倍規模の 15 億ウォンに拡大し、支援規模を 25 機関から 75 機関に増やし、大学と公的研究機関の体系的な特許ポートフォリオ管理を積極的に支援し、国家研究開発事業の投資効率性向上に貢献する予定である。

今年新たに改編された事業の主な特徴は以下のとおりである。

第一に、政府の「5 極 3 特」国家均衡成長戦略に基づき、地域別の知的財産革新エコシステムの成長と高度化を均等に牽引できるよう、地域均衡の指定課題を設置し支援する。また、知的財産専任人材と予算が不足し、特許管理に困難を抱える小規模機関向けの専用課題を設置し、知的財産経営の死角を解消する計画である。

第二に、小規模機関のアクセス強化のため、小型課題タイプを新設する。既存の多数特許を保有する大型機関中心の支援から脱却し、特許保有件数が少ない小規模機関も恩恵を受けられるよう支援タイプを細分化する\*。これにより事業参加の参入障壁を下げ、より多くの機関が体系的な特許管理支援を受けられることが期待される。

\* (2025 年) カスタマイズ I (500 件)、カスタマイズ II (300 件)、カスタマイズ III (100 件) → (2026 年) カスタマイズ I (600 件)、カスタマイズ II (300 件)、カスタマイズ III (150 件)、カスタマイズ IV (75 件以下、新規)

第三に、単純な特許等級診断に留まっていた既存の事業構造を、優良特許が民間へ技術移転・事業化できるようフルパッケージ支援体系に改編する。活用等級に分類された特許については技術紹介書(SMK)の作成を支援し、公的技術取引プラットフォーム(発明振興会知的財産-マーケット等)および省庁横断的な公的技術移転・事業化投資説明会に特許技術を出品し、需要・供給者間のオンライン・オフライン技術取引機会を提供するなど、優れた特許が技術移転および事業化に連携できるよう積極的に支援する。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「多くの大学や公的研究機関が膨大な特許を体系的に管理できず、毎年不要な維持費用の負担を強いられている現状」と指摘し、「今年の予算と支援規模を 3 倍に大幅に拡大しただけに、知的財産の専門性が不足していた小規模公的機関や地域大学まで隙間なく支援し、不要な特許維持負担を減らすとともに、有望な特許技術の発掘や技術取引、事業化につながる好循環構造へと転換できるよう支援していく」と述べた。

なお、事業公募は 3 月 4 日の水曜日に知識財産処ウェブサイト([www.moip.go.kr](http://www.moip.go.kr))および知識財産統合支援ポータル([biz.kista.re.kr/ippro](http://biz.kista.re.kr/ippro))で確認可能であり、知識財産統合支援ポータルからオンライン申請ができる。

### 2-3 韓国とフィリピン、知的財産保護と AI を活用し協力を拡大

韓国知識財産処 (2026.3.4.)

- 韓国知識財産処、両国の首脳会談を契機にフィリピンの通商産業省と覚書を締結 -
- 国交樹立 77 周年を機に模倣品対策、データ交換、人工知能(AI)活用など協力大幅拡大 -

- 知的財産分野のハイレベル級・大臣級会談を行い、覚書履行のための方策を議論 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン庁長)は3月3日火曜日、午後6時(現地時間)、フィリピン・マニラのマラカニアン宮殿で開催された韓国・フィリピン首脳会談の機会に、フィリピン通商産業省(DTI)と「知的財産深層協力に関する覚書(MOU)」を両首脳立会いのもと交換したと発表した。

本覚書は、昨年10月に韓国特許庁が知識財産処に昇格した後、2022年に特許庁とフィリピン知的財産庁(IPOPHL)が締結した既存の覚書の協力範囲と水準を一段と深層・拡大したものであり、韓国・フィリピン国交樹立77周年を迎えた日に締結され、両国の友好関係を固める象徴的な意味を加えた。

両国は今回のMOUにより、①模倣品対策のための共同法執行を強化、②知的財産データ交換、③AIを活用した知的財産行政サービスの改善など、知的財産保護・法執行およびAI分野を中心に協力を拡大することにした。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は3月4日水曜日の午後1時、ナサニエル・アレバロ(Nathaniel Arevalo)フィリピン知的財産庁長官と今回の覚書の具体的な履行およびフィリピンが議長国を務める「ASEAN 知的財産法執行専門家ネットワーク(ANIEE\*)」への参加方策について協議する。

\* ANIEE(ASEAN Network for Intellectual Property Enforcement Experts)：模倣品およびオンラインプラットフォーム侵害対応などを担当するASEAN 知的財産法執行専門組織(TF)

続いてキム局長は午後3時、クリスティーナ・アルデゲル・ロケ(Cristina A. Roque)通商産業大臣と知的財産閣僚級会議を開催し、両国間の知的財産協力強化策について意見を交換する予定だ。特にこの席で、今年のASEAN議長国であるフィリピンに対し、韓・ASEAN 知的財産協力の拡大に向けた主導的役割を要請する見込みである。

キム処長は「韓国・フィリピン国交樹立77周年に締結した今回の覚書は、両国の知的財産協力を未来志向的に拡大する転換点となるだろう」とし、「両国の友好と信頼を基盤に知的財産保護をさらに強化し、韓国企業の輸出拡大を積極的に取り組んでいく」と述べた。

#### 2-4 韓国知識財産処、民間主導で知的財産の取引市場を広げる

韓国知識財産処(2026.3.4.)

- 2026年「民間協力取引機関」を新規募集(3月4日～3月19日) -

- 公的知的財産専門取引機関と共同仲介を行う民間取引機関を募集 -

韓国知識財産処は、3月4日水曜日から3月19日木曜日まで、知的財産取引所(韓国発明振興会所属)と知的財産取引の共同仲介を行う「民間協力取引機関」6社を新規募集すると発表した。

韓国知識財産処は、公的中心で行われる知的財産取引\*を民間へ拡大することで知的財産取引市場の活性化を図るため、2020年から毎年一定の要件を満たす機関を「民間協力取引機関」に指定し、累計36機関に「民間取引専門機関育成プログラム」を支援してきた。

\* 全技術取引機関(176社)のうち民間技術取引機関は77.3%(136社)を占めるが、民間技術取引機関の取引実績(契約件数)はすべての技術取引機関の実績のうち18%に過ぎない(2023)

「民間協力取引機関」に指定されると、3年間にわたり知的財産取引専門官\*と共に知的財産取引・仲介の全過程\*\*を進めながら、取引段階ごとに公的の熟練した経験とノウハウを伝授される。

\* 韓国発明振興会 知的財産取引所所属の知的財産取引仲介専門家(2026時点 22名)

\*\* 需要相談 → 供給技術発掘・マッチング → 仲介交渉および契約締結 → 後続研究開発・事業化連携

また共同仲介で発生する仲介手数料収入を貢献度に応じて分配(40%~70%)し、公的の「知的財産取引所」商標使用許可により知的財産取引機関としての公信力確保を支援する。加えて、オンライン知的財産取引プラットフォーム(IP-Market)を通じた機関の広報と知的財産取引需要・供給情報も併せて提供する。

募集対象は、知的財産取引業務において遂行能力を備えた法人または個人事業者であり、3月4日の水曜日から3月19日の木曜日まで知識財産取引所公式メール(ipito@kipa.org)で申請が可能だ。詳細な事業公募は、韓国発明振興会の国家知識財産取引プラットフォーム(www.ipmarket.co.kr)の告知事項\*で確認できる。

## 2-5 韓国知識財産処、企業の知的財産紛争の対応に備え、予算145億ウォン増加

韓国知識財産処(2026.3.5.)

- 2026年、知的財産における紛争対応支援事業の統合説明会を開催(3.5) -

# 生成 AI 技術を保有する A 社は、海外の特許モンスター (NPE) から特許侵害訴訟を提起されたが、特許紛争対応戦略支援を通じて専門的な防御戦略を構築し、特許無効分析資料に基づき、訴訟を早期に終結させ、経営負担を大幅に軽減した。

# 衣類・バッグ・アクセサリを輸出するファッション企業 3 社は、海外での模倣品流通により売上が減少した。K-ブランド紛争対応戦略支援を活用し、中国で模倣品生産の主犯 3 名を逮捕して、模倣品 3 万点を押収することで被害を最小化した。

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン 処長) は、韓国国内外における韓国企業の知識財産紛争予防・対応のため、今年度の予算を前年比 145 億ウォン増の 468 億ウォンに編成したと発表した。これにより、知的財産の侵害にもかかわらず費用負担や専門性不足などで紛争対応に困難を抱える韓国企業をより厚く保護できると期待される。

\* 知識財産処の知的財産紛争対応予算: (2025) 32,316 百万円 → (2026) 46,836 百万円 (+14,520 百万円)

韓国企業の知的財産紛争対応のための主な支援事業は以下のとおりである。

#### <韓流便乗行為の防止および先端技術を活用した模倣品製作の遮断・被害救済>

K-食品、化粧品などの消費財輸出が増加する中、海外で韓国産製品と誤認させる韓流便乗行為が多様な形態で拡散している現状を踏まえ、現地の実態調査による状況把握と被害企業への海外出願、取締り・訴訟などのカスタマイズ型対応戦略を提供する。

また、K-ブランドの模倣品製造を困難にし、消費者が容易に正規品を確認できるようにする偽造防止技術\*の導入を輸出中小企業に支援し、韓国国内消費者保護のため AI を活用して模倣品の有無を迅速に鑑定し、返金まで連携する AI 模倣品鑑定支援システムを構築する。

\*人工知能透かし技術、光干渉技術、偽造防止印刷パターン、IT 連携型正規品確認技術など

加えて、海外で発生する K-ブランド偽造・模倣品に積極的に対応するため、「K-ブランド紛争対応戦略」事業の支援限度額を拡大\*し、世界中の主要オンラインプラットフォームで流通する K-ブランド模倣品販売投稿に対する遮断支援も継続的に推進する。

\* 支援限度額: 企業当たり最大 4 千万ウォン → 5 千万ウォン

#### <非実施企業等に対する特許紛争対応支援および AI 技術を活用した営業秘密管理システムの新規支援>

韓国企業を対象とした国際特許紛争の脅威が増加していることを受け、今年から先端産業・戦略技術に対する「特許紛争対応戦略」事業の支援限度額を拡大\*し、AI ベースの営業秘密・技術防止システムも新たに構築する。

\* 支援限度額:企業当たり年間最大 2 億ウォン → 3 億ウォン

また、企業の技術流出を事前に予防するとともに、流出時にはこれに対し積極的に対応するため、営業秘密紛争の対応戦略コンサルティングを支援し、海外の特許モンスター(NPE\*)を訴訟提起前に早期に検知し、知的財産における保護総合ポータル(IP-NAVI)で情報を提供する。

\* 非実施企業(Non-Practicing Entity):特許技術を利用し、商品の製造・販売等を行わず、製造企業等に対して特許権を行使(ライセンス、損害賠償訴訟)して収益を創出する企業

このほか、韓国企業の輸出が活発な 8 カ国に海外知識財産センター10 カ所を運営し、現地での知的財産権相談および紛争初期対応等を支援する。

\* アメリカ(LA・ワシントン D.C)、中国(北京・広州)、日本(東京)、ドイツ(フランクフルト)、ベトナム(ホーチミン)、タイ(バンコク)、インド(ニューデリー)、メキシコ(メキシコシティ)

このため、韓国知識財産処は 3 月 5 日木曜日の 14 時、科学技術コンベンションセンター(ソウル江南区)で 2026 年の知的財産紛争における対応支援事業の統合説明会\*を開催すると発表した。本説明会では、知識財産処の知的財産紛争対応支援事業と、大韓貿易投資振興公社、中小ベンチャー企業振興公団、韓国農水産食品流通公社の輸出支援事業を併せて紹介し、知的財産専門家による現場相談も実施する。

\* 参加を希望する企業、特許法人などの専門機関は、韓国知的財産保護院ウェブサイト(koipa.re.kr)を通じて事前申請(当日現地申込も可能)

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は「知的財産権は企業が保有する技術とブランドを守る中核手段」とし、「韓国企業が知的財産紛争に先制的に対応し、権利を十分に保護できるよう政策的支援を強化していく」と述べた。

## 2-6 韓国知識財産処、知的財産事業化の全過程にわたり密着支援に乗り出す

韓国知識財産処(2026.3.5.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3 月 12 日木曜日から 3 月 24 日火曜日の 16 時まで、中小・中堅企業の知的財産(IP)に基づく、製品化および商用化を全面的に支援する「2026 年特許基盤事業化の研究開発(知的財産-R&BD\*)」の参加企業を募集すると発表した。

\* R&BD(Research & Business Development): 研究成果を活用し事業化まで繋げる

「特許基盤事業化の研究開発(知的財産-R&BD)」は、特許情報を活用し製品戦略の立案、問題解決、製品の高度化、生産工程など事業化の全過程を密着支援する知的財産事業化プログラムである。特に今回の事業は、これまで現場で継続的に指摘されてきた単年度支援の課題解消のため、従来の「特許による製品革新支援事業」を改編し、支援期間と範囲を大幅に拡大した。

支援対象は、登録された特許、実用新案、意匠のうち1件以上を保有する中小企業および中堅企業である。今年合計100社を選定する計画で、企業が保有する先端技術の事業化を支援する、①「革新技術トラック」と、技術移転企業の商用化を支援する、②「技術取引トラック」に分けて、カスタマイズされた解決策を提供する。

企業は第1段階の支援により「新製品企画」「問題解決」など、最大9千万ウォン相当の知的財産基盤の革新製品開発の相談を受けられ、成果物に対する試作品製作から投資と販路開拓まで支援を受けられる。

今年の優秀課題に選定された企業に対しては、製品高度化から量産まで2年間で最大10億ウォン相当の第2段階支援を提供し、企業が保有する特許が収益を生む製品となるよう商用化を支援する予定である。

昨年の試行事業運営の結果、(株)ビジョンテックは漏洩電流の制限技術が適用された遮断器に関する問題を特許情報で解決し、2026年CESイノベーションアワードを受賞、80億ウォン規模の契約を締結する成果を達成した。また、(株)フィルムメディは麻薬成分検知技術を基盤に日常で使用可能な麻薬検出キットを新たに開発し、大規模の供給契約を進めている。知識財産処は、こうした優良事例が拡散できるよう、今年の支援規模を実質化した。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は「従来の短期支援方式では、中小企業が技術障壁を越えて市場に定着するのに困難が多かった」とし、「今回の拡大改編により、特許が単なる紙の書類を超え、企業の『真の成長』を導く中核資産となるよう、技術事業化の全周期に対する支援を惜しまない」と述べた。

参加を希望する企業は、知識財産処ウェブサイト([moip.go.kr](http://moip.go.kr))に掲載される事業公募を確認し、韓国発明振興会ウェブサイト([kipa.org](http://kipa.org))にてオンライン申請が可能である。

## 2-7 先端産業分野におけるグローバル知的財産取引の本格的な支援

韓国知識財産処(2026.3.9.)

- 2026 年「海外における知的財産取引支援事業」への参加を希望する中小企業・中堅企業の募集(3月9日～4月8日) -
- オーダーメイド型仲介サービスによる、特許技術の輸出および海外の優良技術の導入を支援 -

### ＜ 海外知的財産取引支援の優良事例 ＞

痛風治療に効果的な「黄漆(薬材)」関連の特許技術で中国市場への進出を希望していた A 社は、海外パートナーの発掘に苦労していた中、海外知的財産取引支援事業を通じて現地企業を発掘することができ、特許技術の分析から技術移転契約・交渉など全ての過程において仲介支援を受け、約 5 億ウォン規模の技術輸出実績を達成した。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月9日月曜日から4月8日水曜日まで、2026年「海外における知的財産取引支援事業」への参加企業を新規募集すると発表した。

「海外における知的財産取引支援事業」は、特許技術の輸出または海外の優良技術の導入を希望しているものの、取引先を見つけるのが難しく、契約手続きが複雑であるため困難を抱えている韓国の輸出企業に対し、専門的なオーダーメイド型の知的財産取引仲介サービス\*を提供する事業であり、2025年に初めて導入され、1年間で合計8カ国\*\*、26件の特許技術取引を支援した。

\* 韓国発明振興会所属の知的財産取引専門官と、海外ネットワークを有する民間取引専門機関が共同で、海外市場の調査、特許技術の分析、契約交渉などの仲介支援を行う

\*\* 米国、中国、日本、ドイツ、カナダ、スペイン、台湾、オーストラリア

事業の種類は、①海外知的財産の輸出と②海外知的財産の導入に分けられ、企業は希望する種類を選択して支援を受けることができる。

①海外知的財産の輸出は、企業が特許技術の輸出または現地市場への進出のために保有特許技術の販売を希望する場合、1) 海外の市場調査、2) 保有特許技術の診断、3) 技術マーケティング\*、4) 現地での仲介交渉、5) 法的検討などを支援する。(企業あたり支援金 7,000 万ウォン以内)

\* 海外輸出先国別の技術紹介資料(SMK)作成、概念実証(PoC)作成などの支援

②海外知的財産の導入は、企業が自社の技術競争力を強化するために海外機関などから優れた特許技術の導入を希望する場合、1) 海外の市場調査、2) 導入特許技術の分析、3) 技術成熟

度の検証、4) 現地での仲介交渉、5) 法的検討などを支援する。(企業当たり支援金 9,000 万ウォン以内)

募集対象は先端産業分野\*の輸出(準備) 中小企業・中堅企業であり、参加を希望する企業は「アイデアラ(www.idearo.kr)」でオンライン申請ができ、詳細な事業公募は韓国発明振興会の国家知識財産取引プラットフォーム(www.ipmarket.or.kr)の告知事項\*\*で確認できる。

\* 半導体・ディスプレイ、二次電池、先端モビリティ、次世代原子力、先端バイオ、宇宙航空・海洋、水素、サイバーセキュリティ、AI、次世代通信、先端ロボット・製造、量子、カーボンニュートラル

\*\* 国家知的財産取引プラットフォーム(IP-Market) - お知らせ - 告知事項

## 2-8 半導体分野における特許審査、予測可能性を高める

韓国知識財産処(2026.3.9.)

- 韓国知識財産処、「半導体分野における特許審査実務ガイドライン」を制定 -
- 企業の圧倒的な技術競争力の強化を支援…4月に説明会を開催 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、激変する半導体技術の覇権争いの時代において、韓国企業が質の高い特許を早期に確保できるよう、半導体分野の特許判断基準を提示した「半導体分野における特許審査実務ガイドライン」を制定し、配布する。

半導体産業は、EUV(極端紫外線)露光プロセス、非晶質炭素ハードマスク、HBM、次世代人工知能半導体(NPU、PIM)など、微細化・集積化・高速化が急速に進んでおり、半導体産業の特性を反映した特許審査が必要だという産業界の声が高まっていた。

韓国知識財産処は、特許性の判断に関する明確な基準の提示が必要であるという半導体現場の意見\*を反映し、実際の審査事例の中から頻度の高い事例を発掘・厳選し、特許性の判断を条文別・類型別に区分して「半導体分野における特許審査実務ガイドライン」を制定した。

\* 企業および弁理士業界へのアンケート調査:進歩性の判断基準に対する不満の回答が最も高かった

審査実務指針は、大きく分けて以下の3つの中核事項に関する具体的な特許性の判断基準を盛り込んでいる。

1. 発明の説明の記載要件:発明の実施可能性の要件などに関する判断方法
2. 請求範囲の記載要件:請求項の不明確な記載などに関する判断方法

### 3. 進歩性等の特許要件: 先行技術の結合の容易性、単純な設計変更等に関する判断方法

これら 3 つの中核事項ごとに頻繁に発生する類型\*を導き出し、各類型の実際の半導体分野における審査事例を選定して判断方法を提示した。この他にも、半導体分野で頻繁に発生する「製造方法の限定による物品 (PBP: Product by process) の請求項」の特許性判断方法も盛り込んだ。

\* 例 1) 発明の説明の記載要件の類型: 半導体関連の論文に照らして、発明の説明に記載された事項のみでは、請求項の発明を技術的に実現できない場合

例 2) 進歩性等の特許要件の類型: 先行技術には上位概念的な構造としてのみ言及されているだけで、出願発明の具体的な構成とそのまま効果は提示されていないため、先行技術から進歩性が否定されない場合

韓国知識財産処は、今回の半導体分野の特許審査実務案内書を韓国知識財産処のウェブサイト\*にて配布し、半導体分野の産・学・研などの関係者の理解度を高めるため、2026 年 4 月に半導体 IP 協議体を対象に説明会を開催する予定である。

\* ウェブサイト: 韓国知識財産処ウェブサイト ([www.moip.go.kr](http://www.moip.go.kr)) → 冊子・統計 → 刊行物 → 知的財産審査基準・マニュアル → 技術分野別審査実務ガイド(案内書) (2026.03)

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は「今回の半導体分野の特許審査実務ガイドラインの制定により、審査の一貫性を高め、韓国の半導体企業が質の高い特許を確保できるようになるだろう」とし、「知的財産戦略を策定する余力がなかったファブレス企業や素材・部品・装置企業など、中小・中堅企業が質の高い明細書を作成する上で、実質的な指針となることを期待している」と述べた。

## 2-9 韓国知識財産処、K バッテリー再飛躍に向け産業界・研究界との連携を強化

韓国知識財産処 (2026.3.10.)

- 韓国バッテリー産業協会・次世代の二次電池戦略研究団と知的財産カンファレンスを開催 -

【関連する国政課題】 28. 世界をリードする NEXT 戦略技術の育成

30. 主力産業の革新による 4 大製造強国の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)と韓国バッテリー産業協会(オム・ギチョン会長)は、3月11日水曜日の13時30分、COEX(ソウル市江南区)にて、二次電池分野の知的財産カンファレンスを開催すると発表した。

韓国国内最大のバッテリー展示会であるインターバッテリー (InterBattery) と連携して開催される今回のカンファレンスは、韓国バッテリー産業協会、次世代の二次電池戦略研究団、韓国知識財産保護院と共に、K-バッテリーの再飛躍に向けた知的財産戦略と産業・研究動向を総合的に展望するために設けられた。特に今回のイベントは、初めて韓国知識財産処・産業界・研究界が一堂に会し、二次電池の知的財産競争力強化策を議論するという点で意義が大きい。

カンファレンスでは、韓国知識財産処と韓国知識財産保護院が二次電池専任審査組織の運営状況、超高速審査\*制度、知的財産紛争対応戦略および知的財産権保護のための政府支援事業を紹介し、韓国バッテリー産業協会と次世代二次電池戦略研究団は、二次電池産業・研究の動向と今後の展望などを発表する。

\* (超高速審査) 輸出企業の迅速な特許権確保のため、第 1 次審査結果を 1 ヶ月以内に提供する制度

韓国バッテリー産業協会のチェ・ジョンソ常務は、「二次電池産業における圧倒的な競争優位性を確保するためには、中核技術に対する知的財産権における対応戦略の策定および保護策の整備が何よりも重要であり、今回のカンファレンスが韓国企業の知的財産競争力を強化できる戦略的な機会となることを期待する」と語った。

韓国知識財産処のイム・ヨンヒ化学生命審査局長は、「二次電池産業が一時的な困難に直面しているが、このような時こそ次世代技術に対する知的財産の確保がより重要だ」とし、「今回のカンファレンスを皮切りに、二次電池産業界・研究界と知的財産戦略を共に議論できる場を継続的に設けていく」と述べた。

#### 2-10 K-ファッション輸出企業の懇談会を開催し、グローバルブランドの保護について議論

韓国知識財産処 (2026.3.11.)

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は、3 月 11 日水曜日の 14 時 30 分、繊維センタービル (ソウル市江南区) にて、K-ファッションの代表企業らと「K-ファッション輸出企業の知的財産懇談会」を開催し、海外での商標の無断先取りやデザインの模倣など、K-ファッションに対する権利侵害への対応策について議論する。

今回の懇談会は、K-ファッションのグローバルな認知度向上に伴い、ブランドの模倣、商標の先取り、オンラインプラットフォーム内での類似商品の流通など、知的財産権侵害の問題が拡大している状況下で、業界の現場の声を共有し、対応策を共に模索するために設けられた。

最近、K-ファッションブランドの海外進出が活発化するにつれ、現地で商標を先取りされたり、デザインが無断で複製されたりする事例が増加している。特に、オンラインプラットフォームを通じた類似商品の流通は、ブランド価値の毀損はもちろん、正規品の販売減少につながり、韓国企業の海外市場における競争力を悪化させる要因となっているとの指摘がなされている。

これを受け、韓国知識財産処は K-ファッションの主要企業と共に、権利確保や模倣品の流通など、海外における知的財産侵害事例や対応経験を共有し、要望事項を聴取するなど、多様な意見を幅広く収集する予定だ。

韓国知識財産処は知的財産の所管省庁として、韓国輸出企業の海外権利保護のために、①海外商標・意匠権の確保支援、②オンライン上の偽造・模倣品の遮断支援、③現地での法律相談および紛争対応支援などを推進し、韓国企業のグローバルブランド保護基盤を持続的に強化している。今回の懇談会は、こうした政策が産業現場のニーズとより密接に連携できるようにするための場であり、議論された意見は今後の政策を補完するために活用される予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「K-ファッション産業は、デザインとブランドの競争力がそのまま企業の競争力につながる分野だ」とし、「韓国企業が創造的なブランド資産を基盤にグローバル市場で持続的に成長できるよう、現場とのコミュニケーションをさらに強化し、知的財産における保護環境を継続的に改善していく」と述べた。

## 2-11 韓国知識財産処、イ・セドルと共に AI 時代における人間の創造性と知的財産の価値を共に広報

韓国知識財産処 (2026.3.12.)

- 韓国知識財産処、「人工知能 (AI) 時代における人間の創造性の象徴」イ・セドル教授を初代の広報大使に委嘱 -
- アルファ碁対局 10 周年、AI 時代における人間の創造性と知的財産の価値を共に広報 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月12日木曜日15時30分、政府大田庁舎(大田市西区)にて委嘱式を行い、「AI 時代における人間の創造性の象徴」であるイ・セドル蔚山科学技術院 (UNIST) 特任教授を韓国知識財産処の初代広報大使に委嘱すると発表した。今回の委嘱は、昨年10月に特許庁が韓国知識財産処として新たに発足して以来、AI 時代における機関のアイデンティティと政策の方向性を国民により親しみやすく象徴的に伝えるために推進された。

特に今回の委嘱は、アルファ碁の対局から10周年を迎える週に行われたことで、一層の意義を深めている。アルファ碁対局は、単なる勝敗を超え、AI 時代において人間の創造性と知性がど

のような意味を持つかを世界中に示した象徴的な出来事として評価されている。知識財産処はこれを踏まえ、AI時代においても新しい思考やアイデアの出発点は結局人間であり、そのアイデアが知的財産として保護・活用されることで国家競争力につながるというメッセージを国民と共有していく計画だ。

委嘱式では、広報大使協定書の署名と委嘱牌の授与が行われ、16時には政府大田庁舎の職員を対象に、「アルファ碁対局10年、新しい時代、新しい発想」をテーマにイ・セドル広報大使による講演も続く。

知識財産処は今後、イ・セドル広報大使と共に、国民が知的財産制度をより容易に理解し活用できるよう、多様なコミュニケーション活動を展開する計画だ。特にAI時代において、創造的なアイデアや技術が知的財産として保護され、経済成長につながる過程を国民に広く知らせることに力を注ぐ方針だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「囲碁で一手が局面を変えるように、一つの創造的なアイデアが世界を変えることもある」とし、「イ・セドル広報大使と共に、AI時代における人間の創造性と知的財産の意味を再照明し、知的財産が今日のアイデアを明日の資産にする制度であるという点を積極的に広報していく」と述べた。

## 2-12 韓国知識財産処、半導体・ディスプレイ装置分野のIP競争力強化に向けた現場での懇談会を開催

韓国知識財産処(2026.3.13.)

- 株式会社トップエンジニアリングへの現場訪問および懇談会の開催(3月13日) -

【関連する国政課題】30. 主力産業の革新による4大製造強国の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月13日の金曜日16時、半導体・ディスプレイ装置企業である株式会社トップエンジニアリングの研究開発センター(京畿道城南市)を訪問し、知的財産に関する現場での懇談会を開催すると発表した。

今回の懇談会は、最近半導体・ディスプレイ分野で特許訴訟や技術(営業秘密)の流出が頻繁に発生している中、知的財産権を基盤に半導体・ディスプレイ装置の国産化に大きく寄与してきた(株)トップエンジニアリングとの対話を行い、知的財産権に関する課題など産業現場の声を直接聴取し、必要な支援事項を議論して、これを審査政策に反映させるために設けられた。

\* 2024年9月、銀塔産業勲章受賞(キム・ウォンナム 株式会社トップエンジニアリング会長)

懇談会では、株式会社トップエンジニアリングが自社の保有技術と製品を紹介し、知的財産処は半導体・ディスプレイ分野に対する支援政策、特許紛争および技術流出の現状を共有するなど、企業の関心事に関する議論も行う予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は、「半導体・ディスプレイ装置分野は、当該産業の『根幹』を成す中核基盤産業である」とし、「今後も産業現場との持続的なコミュニケーションと、現場に合わせた高品質な審査サービスの提供することで、韓国企業の知的財産競争力が強化されるよう積極的に取り組む」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 韓国知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁、化粧品模倣品対策のための省庁横断的な合同説明会を開催

韓国知識財産処(2026.3.12.)

- 偽化粧品への対応に関する各機関の政策方針、支援事業などの説明 -
- 偽化粧品の流通対策により、ブランドの信頼性と消費者の安全を向上 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長、以下「知財処」と食品医薬品安全処(オ・ユギョン処長、以下「食薬処」)、関税庁(イ・ミョング庁長)は、3月12日の木曜日、ヌリクムスクエア(ソウル麻浦区所在)にて「偽化粧品対策のための省庁合同説明会」を開催したと発表した。

今回の説明会は、昨年、国務総理が主宰した第6回国家政策調整会議(2025.11.27.)で発表された「K-ビューティーの安全・品質における競争力強化策」の一環として、世界的に大きな人気を集めているK-ビューティー\*の知的財産権を保護し、偽化粧品\*\*の流通による企業と消費者の被害を予防することを目的としている。

\* 輸出額(増加率): (2023)84.6 億ドル→(2024)101.8 億ドル(+20.3%)→(2025)114.3 億ドル(+12.3%)

\*\* 韓国企業の知的財産権を侵害する模倣品(97 億ドル、11.1 兆ウォン)のうち、10%が化粧品(9.7 億ドル、1.1 兆ウォン)と推計

韓国知識財産処、食品医薬品安全処、関税庁は、各省庁の専門性に基づき、偽化粧品に対する段階別の対応体制を構築し、各機関の政策方向や支援事業について案内した。

韓国知識財産処は、化粧品分野における K ブランドの侵害事例および商標・意匠権の重要性について案内するとともに、K ブランド侵害への対応策や支援事業、K ブランド保護ポータルを紹介し、海外の特許紛争の動向および韓国知識財産処の支援政策について説明した。

食品医薬品安全処は、流通する偽化粧品の事後管理段階における推進方針として、偽化粧品販売者の処罰や回収・廃棄措置命令などに対する明確な法的根拠を整備し、化粧品業界が偽化粧品の流通事実を確認した場合、関連内容を通報できるよう、大韓化粧品協会に偽化粧品通報センターを設置・運営すると明らかにした。

関税庁は、K-ビューティー企業の知的財産権保護のため、主要輸出国の税関当局に商標などの知的財産権を登録できるよう案内し、海外の取締機関とのグローバルネットワークを活用して、現地で K-ブランドの偽化粧品が製造・流通されたり、輸出入されたりしないよう、合同取締網を構築する計画だという。

韓国知識財産処は「K ブランドの保護は、単なる権利確保にとどまらず、K-ビューティー企業の海外進出と競争力強化に直結する」とし、「今後、食品医薬品安全処、関税庁と共に、企業に合わせた支援と現地対応をさらに強化し、グローバル市場における韓国 K-ビューティーの地位を高めていく」と語った。

食品医薬品安全処は「偽化粧品は品質と安全を保証できない違法製品であり、消費者の安全を脅かすと同時に、これまで K-ビューティー企業が積み上げてきた努力の成果を損なう恐れがある」とし、「今後も優れた品質と産業競争力を備えた K-ビューティーの真の価値を、世界中の消費者が安心して享受できるよう最善を尽くす」と強調した。

関税庁は、「韓国の輸出産業の中核となる成長軸である K-ビューティー輸出企業の偽商品が、韓国国内への持ち込みだけでなく海外でも流通しないよう阻止し、持続可能なグローバル市場での競争力を確保できるよう、『GLOW-K\*』輸出支援の推進と併せて、海外の税関当局との K ブランド模倣品の取り締まり協力を強化していく」と述べた。

\* グローバル貿易障壁の解消 (Globalization)、輸入国に合わせた支援 (Local Fit)、電子商取引による輸出の活性化 (Online Export)、輸出販路の拡大 (Widening Channel)、K ブランドの保護 (K-Brand Protection)

韓国知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁は、今後も官民一体となる偽化粧品対策協力体制の運営により、その地位が高まっている K-ビューティーのブランド価値と信頼性を保護し、輸出競争力を支えることに貢献できるよう最善を尽くす予定だ。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 韓国知識財産処、国家遺産を活用した商品デザインをめぐる紛争を防ぐ

韓国知識財産処(2026.3.3.)

- 国有遺産活用商品デザイン(意匠)保護支援事業を初実施 -
- 意匠権利化に関する相談、紛争対応戦略の立案など、カスタマイズ型支援を提供 -

最近の「KPOP ガールズ! デーモン・ハンターズ」のヒットなどにより、K-カルチャーの地位が高まり、国有遺産をデザインに活用した商品が韓国国内外で大きな人気を集める中、これらの商品のデザイン無断流用などの紛争を防止し、対応を支援するため、知識財産処が積極的に乗り出す。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、国家遺産を活用した商品の知的財産権確保することで紛争の事前予防と、企業の安定的な事業化を支援するための「国家遺産活用商品デザイン保護支援事業」を実施すると発表した。

本事業は、遺物・遺跡、伝統文様、伝統遊びなどの国家遺産\*を活用した商品を企画・制作する中小企業などを対象に、商品開発の段階から知的財産権の確保が可能となるよう権利化相談支援や、海外で紛争発生時の対応戦略立案など、カスタマイズされた支援を提供するのが特徴である。

\*国家遺産:人為的または自然的に形成された国家的・民族的または世界的な遺産として、歴史的・芸術的・学術的または景観的な価値の大きい文化遺産・自然遺産・無形遺産(国家遺産基本法第3条)

支援内容は①紛争予防のための意匠権の保護戦略を策定②デザイン権侵害(偽造・模倣)商品への対応戦略策定などで構成される。特に、国家遺産を活用した商品をデザイン権、商標権などで保護するために考慮すべき創作性要件と意匠類似範囲の判断などについて、専門家による助言を集中的に提供する予定である。

本支援事業は、国家遺産を活用した商品を開発中または事業化を推進中の中小企業であれば誰でも、知的財産保護総合ポータル\*で申請(2026年3月16日(月曜日)～4月9日(木曜日))が可能であり、詳細な支援内容は韓国知識財産保護院ウェブサイト([www.koipa.re.kr](http://www.koipa.re.kr), 02-2183-5896)で確認できる。

\* 知識財産保護総合ポータル([www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr)) > お知らせ > 事業公募

知識財産処は 2025 年 12 月に「国立中央博物館ミュージアムショップ出店企業懇談会」を開催し、オンラインショッピングモールを通じた低品質の類似商品流通と知識財産権の確保・活用に困難を抱える企業の課題を聴取した経緯があり、こうした現場の困難を解消するため、今回の支援事業を初めて実施することとなった。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は「最近、国家遺産を活用した商品が文化的な価値を加えられ、商業的な成功の可能性も高まっているが、知的財産権に対する理解不足で紛争に晒されるケースが多い」とし、「今回の支援事業だけでなく、創作活動に相乗効果をもたらすオーダーメイド型の知的財産権教育など、必要な支援策を整備し、国家遺産を活用した商品開発分野の成長を積極的に支援していく」と述べた。

#### 4-2 韓国知識財産処、デザイン知的財産政策の研究および現場との対話型支援のための専用拠点を設置

韓国知識財産処(2026.3.6.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月6日の金曜日14時30分、韓国特許技術振興院(ソウル市麻浦区)にて「デザイン革新知識財産センター(DIPC, Design Innovation IP Center)」の開所式を開催し、若手デザイナーらとの現場での懇談会を行うと発表した。

知識財産処は、2025年10月に韓国特許庁から知識財産処への昇格以降、最近K-カルチャーの模倣品など、デザイン分野で浮上している紛争に対応し、デザイン知的財産政策を主導的に展開していくため、初のデザイン知的財産研究・支援組織である「デザイン革新知識財産センター」を発足させる。デザイン革新知識財産センターは、デザイン知的財産政策を支援し関連研究を行うだけでなく、知的財産権の認識拡大やデザイン産業の現場に必要な政策を適時に策定し、新たなデザイン知的財産の課題に対応する計画だ。

知識財産処は、デザイン革新知識財産センターの発足に合わせ、デザイン創作の最前線で活動中の若手デザイナーらと懇談会を開催し、創業や創作活動の現場で直面する課題や知的財産権政策への提案など、多様な意見を聴取する予定だ。今回の懇談会は、デザイン業界の従事者や関心のある国民なら誰でも視聴できるよう、知識財産処の公式 YouTube チャンネルで生中継される。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「若者の創作とアイデアが価値として認められる健全な知的財産エコシステムを確固たるものにするため、デザイン革新知的財産センターが現場との対

話を継続していく」とし、「今後、若者たちのデザイン創作物が韓国国内をはじめとするグローバルな舞台で適切に保護されるよう、政策的な支援を惜しまない」と述べた。

## その他一般

### 5-1 韓国知識財産処、アイドルグループの人格表示権を侵害した商品に「初の是正命令」

韓国知識財産処(2026.3.5.)

最近、K-POPの世界的な人気に便乗し、人気アイドルの名称や肖像などを無断で使用した商品の販売が拡大していることを受け、韓国知識財産処が強力な取り締まりに乗り出した。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、アイドルグループ「SEVENTEEN、BOYNEXTDOOR、TOMORROW X TOGETHER、AESPA、IVE、RISE」などの名称と肖像を無断使用しパブリシティ権を侵害したグッズを製造・販売した4社を摘発し、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律\*(以下「不正競争防止法」)を適用して是正命令を課したと5日に明らかにした。

\* 第2条第1号7目:韓国国内に広く認知され経済的価値を有する他人の氏名、肖像、音声、署名など、その他人を識別できる標章を、公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自己の営業のために無断使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

人格表示権とは、個人、特に有名人の氏名・肖像・イメージなど人格表示が持つ経済的価値を保護する権利である。今回の措置は、人格表示権を侵害したグッズ販売行為に対する、初の是正命令であり、K-POP 産業全体に対する「無償利用行為不可」という厳格な法執行の意志を示している。

#### <人格表示権侵害に初の「是正命令」で法違反状態即時解消措置>

韓国知識財産処の不正競争行為の調査官が世宗・始興・富川・金海などオフライン販売店4ヶ所とオンラインプラットフォームを対象に行政調査(2025.11~2026.2)を実施した結果、「SEVENTEEN、BOYNEXTDOOR、TOMORROW X TOGETHER、AESPA、IVE、RISE」など、合計6つのアイドルグループの所属アーティスト41名の芸名および肖像が無断で使用された商品が違法に流通している事実を確認した。該当企業らは、被害者側に人格表示権侵害の中止を約束(2025.4)していたが、侵害行為を継続してきたことが明らかになった。販売中の商品はフ

オートカード、学生証型カード、ステッカーなど合計 5 種類と把握されており、同一デザインの重複在庫を含めると全体の販売規模は数千枚に達すると推定される。

#### 〈人格表示権侵害は「不正競争行為」として知識財産処の行政調査対象〉

不正競争防止法の改正により不正競争行為の一類型として追加(2022.6)された人格表示権侵害行為は、「他人の経済的利益を侵害する行為」として、行政調査を通じた行政的制裁、民事上の損害賠償および差止請求が可能である。アイドルグループの名称やイメージなど経済的な資産を正当な許可なく商品販売に利用する行為は、該当アーティストと所属事務所の利益だけでなく消費者の信頼を大きく損なう恐れがあり、公正な取引秩序に反する不正競争行為となり得る。

不正競争防止法上の是正命令制度は、アイデアの盗用、人格表示権の侵害などの不正競争行為に対し、迅速な権利救済と市場秩序の回復を目的に、2024 年 8 月に導入された制度であり、法違反行為の中止および再発防止を目的とする。是正命令を受けた者がこれを履行しない場合、2,000 万ウォン以下の過怠料を賦課できるため、実効的な執行手段として機能すると見られている。今回の是正命令には ①法違反商品の即時販売中止、②販売のために保有中の関連商品の廃棄、③今後同一または類似の方式による販売行為の禁止、④不正競争行為再発防止のための教育履修などが含まれた。

韓国知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は「K-POP など K-カルチャー産業の成長のためには、アーティストの人格表示権をはじめとする知的財産権の保護が不可欠」とし、「今後もアイドルグループの人格表示権を侵害し、名声と信頼を毀損するグッズの販売行為を厳正に取り締まるなど、不正競争行為の根絶に全力で取り組む」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroip@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroip@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム